

粗大ごみ・多量ごみの出し方 (一辺が40センチ以上の大型ごみ等)

粗大ごみの申し込み・料金確認は「三鷹市粗大ごみ受付センター」へ

☎03-5715-1212

月～土 午前8:00～午後7:00 (年末年始を除く)
品物の料金や処理券取扱店の案内もしています。
休日明けは電話が混み合いますので、なるべく避けてください。

※インターネット(PC、スマートフォン)でも申し込みできます。三鷹市ホームページ→トップページ→粗大ごみ受付(24時間受付)

URL : <https://www2.sodai-web.jp/mitaka/index.html>

① 申し込む

粗大ごみ受付センターに電話するか、インターネットでお申し込みください。

手続きをスムーズに行うために、**事前に出すものの品名・大きさ(高さ、幅、奥行)・重量・個数**などを確認しておいてください。

※品目の追加・変更は当日の収集予定数がいっぱいになった場合や、収集日の前日もしくは当日はできません(土・日・祝日・年末年始は含みません)ので、ご注意ください。

※事業活動に伴う粗大ごみは収集できません。

収集日の決定

電話での申し込みの場合は申し込み時に、インターネットでの申し込みの場合は返信メールでご案内します。

粗大ごみ受付センター
インターネット受付



② 処理券を購入する

●申し込み時に案内された処理手数料分の粗大ごみ処理券を「粗大ごみ処理券取扱店」のステッカー表示のあるお店で購入してください(P18、19をご確認ください)。粗大ごみ処理券は200円券(内税扱)の1種類です。

●三鷹市粗大ごみ処理券には、申込まれた方の「収集日」と「受付番号」を必ず記入してください。

●**品物ごとに**金額分の粗大ごみ処理券を貼ってください。粗大ごみ処理券を2枚以上貼る場合は、重ねずに並べて貼ってください。



③ 収集場所に出す

●粗大ごみ処理券の台紙は領収書となりますので、**収集日が過ぎるまでは必ず保管**してください。

●収集日の朝8時まで、自宅の玄関、敷地の入口など**道路に面した場所**(集合住宅の場合は専用置場)に粗大ごみを出してください。

※門扉がある場合は開けた状態にしてください、近くに車等がないようにご注意ください。

例

学習机 600円

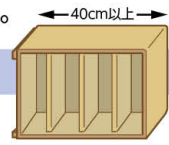


品物に200円券を3枚貼付

※粗大ごみとして収集したものについては、ごみ減量と資源化のため、再利用(リユース)可能品としてリサイクル市民工房(P23)などで販売することがあります。

※高齢、障がいなどの事情により家屋から排出場所まで粗大ごみが運べない場合は、栄晃産業株式会社(☎0422-48-2235)にご相談ください(有料)。

ただし、品物や排出方法、日程によっては、お請けできない場合もあります。



粗大ごみとは

最大辺が**40cm以上**のもの

多量ごみとは

40～45ℓ相当のごみ袋で4袋以上、枝木の束で4束以上、古紙4束以上のごみ

※燃やせるごみ、燃やせないごみを多量ごみとして出す場合、指定収集袋ではなく、半透明の45ℓ相当の袋に入れて分別してお出してください。なお、**生ごみと有害ごみは出せません。**

《粗大ごみ・多量ごみ処理手数料減免制度》

下記に該当する場合は、粗大ごみ・多量ごみの手数料が免除されます。

- ・天災および火災により被害を受けた世帯(り災証明書)
 - ・身体障害者手帳所持者(身体障害者手帳)
 - ・生活保護受給世帯(保護証明書)
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者(精神障害者保健福祉手帳)
 - ・中国残留邦人等支援受給世帯(本人確認証)
 - ・児童扶養手当(児童扶養手当証書)または特別児童扶養手当受給世帯(特別児童扶養手当証書)
 - ・愛の手帳所持者(愛の手帳)
- ※()内は事実を証明する書類

電話またはインターネットでお申し込みください。

火災等による、り災者の方は、ごみ対策課に直接お申し込みください。